

| | |
|----------|--------------|
| 令和4年1月7日 | |
| 資料提供 | |
| 担当課 | 学校教育局県立学校教育課 |
| 担当班 | 専門教育班 |
| 担当者 | 谷口 昌之、玉出 慎 |
| 電話 | 073-441-3686 |

県立学校における部活動について

このことについて、現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加傾向にあることから、県立学校の部活動については、下記のとおりとします。

なお、別添のとおり各県立学校長宛て通知済みです。

記

令和4年1月8日から

- 1 県内外の学校との練習試合や合同練習等は、感染予防対策を徹底した上で、各競技団体が示すガイドライン等により実施すること。
ただし、(1)、(2)の学校との練習試合や合同練習等は行わないこととする。
 - (1) まん延防止等重点措置等の実施区域
 - (2) 独自の基準で部活動の練習試合等を禁止している区域
- 2 校内での活動については、基本的な感染予防対策を十分に講じた上で活動すること。
- 3 大会等については、「新型コロナウイルス感染症に係る県内大会への出場停止や大会中止の目安について」によること。
- 4 移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面での感染防止に十分努めること。
- 5 部活動の終了後は、寄り道等をせず、速やかに帰宅すること。
- 6 家族に発熱等の症状があれば、部活動やスポーツクラブへの参加を控えること。

県教第 01070004 号

令和 4 年 1 月 7 日

各県立学校長 様

(県) 学校教育局県立学校教育課長

(公 印 省 略)

県立学校における部活動について (通知)

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加傾向にあることから、部活動については、下記のとおりとします。

については、生徒、保護者及び貴校関係教職員に周知するとともに、日々の部活動における感染予防対策の徹底をお願いします。

記

令和 4 年 1 月 8 日から

- 1 県内外の学校との練習試合や合同練習等は、感染予防対策を徹底した上で、各競技団体が示すガイドライン等により実施すること。
ただし、(1)、(2)の学校との練習試合や合同練習等は行わないこととする。
(1) まん延防止等重点措置等の実施区域
(2) 独自の基準で部活動の練習試合等を禁止している区域
- 2 校内での活動については、基本的な感染予防対策を十分に講じた上で活動すること。
- 3 大会等については、「新型コロナウイルス感染症に係る県内大会への出場停止や大会中止の目安について」によること。
- 4 移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面での感染防止に十分努めること。
- 5 部活動の終了後は、寄り道等をせず、速やかに帰宅すること。
- 6 家族に発熱等の症状があれば、部活動やスポーツクラブへの参加を控えること。

(令和2年6月9日：周知済)

県立学校教育課
教育支援課

新型コロナウイルス感染症に係る県内大会への出場停止や大会中止の目安について

| 段階 | 状況 | 措置 |
|----|--------------------------|-------------------|
| 1 | 学校に臨時休業（学級）の措置がとられた場合 | 当該学級の生徒は出場不可 |
| 2 | 部内において感染者が発生した場合 | 当該部は出場不可 |
| 3 | 学校に臨時休業（学年・学校）の措置がとられた場合 | 当該校は全ての競技について出場不可 |
| 4 | 複数校に臨時休業の措置がとられた場合 | 原則、全ての競技を中止 |

※ 別途、保健所等から指示があった場合は、この限りではない